

報告第103号

平成16年6月23日承認

追加項目の事務事業調整方針について

追加項目の事務事業調整方針について別冊のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成16年6月23日提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康雄

報告第103号

協 議 会 報 告 項 目

追 加 項 目

津 地 区 合 併 協 議 会

項 目 一 覧 表

部 会	分科会	通 番	項 目 名	幹事会提案日		幹事会 確認日	備 考
				1回	2回		
情報システム部会	電子計算システム 分科会	3 - 1 - 19	ケーブルテレビ事業に係る施設・設備に関すること	5/7		5/21	協議会協議項目
市民部会	市民生活・広聴分 科会	6 - 1 - 20	結婚推進に関する事業	5/7		5/21	
福祉保健部会	保育分科会	8 - 3 - 26	(独)日本スポーツ振興センター事務	3/11		3/25	協議会協議項目
福祉保健部会	保健分科会	8 - 11 - 40	保健センター等の運営	3/11		3/25	
産業労働部会	農業基盤整備分科 会	9 - 8 - 14	寺脇農村公園	3/11		3/25	
都市計画部会	都市整備分科会	10 - 3 - 14	津新町駅前地区優良建築物等整備事業	3/11		3/25	
都市計画部会	都市整備分科会	10 - 3 - 15	久居駅周辺整備事業	3/11		3/25	
上水道部会	水道総務分科会	13 - 1 - 21	小規模飲料水供給布設事業補助	5/7		5/21	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	市民部会
関係項目		分科会	市民生活・広聴分科会

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況					
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
20 結婚推進に関する事業	-	-	-	-	-	-

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	20. 廃止の方向で調整する。
-------	-----------------

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容						
香良洲町	一志町	白山町	美杉村							
-	-	-	<p>在村する青年の結婚を推進し、併せて結婚による祝金を支給(1件5万円)するほか、結婚に際する住宅の新築・増改築時資金の借入れが伴った際の利子補給金(上限5万円/年)を支給し定住推進と村の活性化をはかる。</p> <p>○利子補給期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結婚後5年以内に住宅を新築・増改築をした者は、借入れが生じたときから10年間 ・結婚後5年を超え10年以内に住宅を新築・増改築をした者は、借入れが生じたときから5年間 <p>○結婚祝金</p> <p>平成15年度実績見込み 8件 400,000円</p> <p>○利子補給</p> <p>平成15年度実績見込み</p> <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td>措置期間5年</td> <td>3件</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>措置期間10年</td> <td>9件</td> <td>450,000円</td> </tr> </table>	措置期間5年	3件	150,000円	措置期間10年	9件	450,000円	<p>廃止の方向で調整する。 ただし、合併までの対象者については、期間終了までの利子補給事務を継続する。</p> <p>※新市の利子補給事務は住宅担当部局で行うものとする。</p>
措置期間5年	3件	150,000円								
措置期間10年	9件	450,000円								

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	福祉保健部会
関係項目		分科会	保健分科会

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況					
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
40 保健センター等の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ツリージョンプラザ内にあり、管理についてはリージョンプラザ管理事務所が実施。 ・母子保健事業、老人保健事業、健康づくり事業等の保健サービスを実施する拠点施設 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センターは単体の建物で、町職員(保健センター所長)が管理業務を担う。貸し館は行っていない。 ・母子保健事業、老人保健事業、健康づくり事業等の保健サービスを実施する拠点施設。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年夏開所(予定) ・建物の管理、セキュリティ等は本庁一括管理 ・母子保健事業、老人保健事業、健康づくり事業等の保健サービスを実施する拠点施設 ・併設する福祉センターとの一体利用から、機能訓練、介護予防事業、温泉施設による入浴など福祉事業の拠点施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・美里村保健センター内に温水プール・トレーニングルーム・フィットネスルームを設置。 ・主に中高年の健康づくり、寝たきり予防、水中ウォーキング教室、腰痛肩こり教室、リフレッシュ教室、アクアビクス教室等を実施。育児教室等の育児支援事業を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安濃町保健福祉センター内にあり、管理についてはサンヒルズ安濃管理室が実施。 ・母子保健事業、老人保健事業、健康づくり事業等の保健サービスを実施する拠点施設

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	40. 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	-------------------

構	成	市	町	村	の	現	況	調整の具体的内容
	香良洲町		一志町		白山町		美杉村	
	<p>・サンデルタ香良洲内にあり、管理については香良洲町社協が実施。</p> <p>・保健事業用の倉庫もあり、母子保健事業、老人保健事業、健康づくり事業等の保健サービスを実施する拠点施設</p>		<p>とことめの里一志内にあり、管理については、とことめの里一志が実施。母子保健事業、老人保健事業、健康づくり事業等の保健サービスを実施する拠点施設。</p>		<p>平成11年4月1日設置 電気・ガス・水道料金は社会福祉協議会と町6:社協4の持分割合で負担。 建物の維持管理は町が行う。</p>		-	<p>・施設は現行のまま引き継ぐ方向で調整する。</p>

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	産業労働部会
関係項目		分科会	農業基盤整備分科会

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況					
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
14 寺脇農村公園	-	-	-	-	-	-

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	14. 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	-------------------

構 成	市 町	村 の	現 況	調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
			公園の維持管理及び利活用の推進を地元で行っている。 面積 0.5ha 設置年度 平成14年度	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	都市計画部会
関係項目		分科会	都市整備分科会

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況					
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
14 津新町駅前地区優良建築物等整備事業	<p>近鉄津新町駅前に隣接する2棟の商業ビルのほとんどが空き家状態であり、施設の老朽化も進んでいることから、国の補助制度である優良建築物等整備事業により整備を行い、都心の定住化の促進と中心市街地の活性化を図ろうとするものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積 約3,130㎡ ・延べ床面積 約16,660㎡ ・構造規模 鉄骨鉄筋コンクリート造15階建 ・主要用途 住宅、店舗、駐車場 ・事業期間 平成15年度～平成17年度 	-	-	-	-	-
15 久居駅周辺整備事業	-	<p>久居駅西については、市街地再開発事業によって「ポルタひさい」が建設され、あわせて駅舎、駅前広場、街路整備が行われている。</p> <p>また、駅東では、緑の風公園、駅前広場の整備が行われ、国立津病院跡地と陸上自衛隊駐屯地の用地の一部を交換する手続きが進められている。これら交換用地の活用を含め、久居駅周辺の道路整備等多様な市民ニーズに対応した市街地の整備を図るため、国土交通省の「まちづくり総合支援事業」の補助を受け、事業計画の策定作業を行っている。</p>	-	-	-	-

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	14. 現行のまま新市に引き継ぐ。 15. 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	--

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	-	-	-	
-	-	-	-	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	上水道部会
関係項目		分科会	水道総務分科会

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況					
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
21 小規模飲料水供給 布設事業補助	-	-	-	-	-	-

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	21. 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	-------------------

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	-	-	5世帯以上を対象に水道法に基づく簡易水道事業の区域外の地域が飲料水確保のため、緊急に布設する小規模飲料水供給施設に対して補助している。 補助基本額 3,000千円と滅菌に係る経費(各戸給水装置、維持管理施設経費及び施設用地買収補償費は除く) 補助率 7/10 実績 平成12年度 3施設 平成13年度 4施設 平成14年度 3施設 平成15年度 2施設 対象(H15.4.1現在) 箇所数 70か所 対象戸数 991戸 対象人数 3,520人	補助基準が水道法に基づく簡易水道事業の認可区域外であるため、新市の市長部局の関係所管において取り扱うものとする。